

宅建朝から1問 宅建業法 宅地 宅建 R01-42-1 <<#920>>

【問】正誤をつけよ。

建物の敷地に供せられる土地は、都市計画法に規定する用途地域の内外を問わず宅地であるが、道路、公園、河川等の公共施設の用に供せられている土地は、用途地域内であれば宅地とされる。

【答え】誤り

<<ポイント>> 宅地【宅建★入門】

宅地

建物の敷地に供せられる土地をいい、都市計画法の用途地域内のその他の土地で、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられているもの以外のものを含むものとする。

- ★ 宅地
- ① 現在・建物 / 予定地
 - ② 用途地域内
(現在・道路・公園・河川)等を除く

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>